



大平談

大柳庫

洋学文庫
文庫8
A 62





近來上下ともに金銀之^一く物價の貴くあり
 なるは都下の人民昔より十倍して用ゐる者多
 く飲食衣服の奢侈より長ずるが故なり當今
 此弊を^{其法}救ふ^{其法}を^{其法}も^{其法}は奢侈と禁じて人民を減少
 するにあり^{其法}第一衣服の制度とちて上下共よ式
 日の外平日は綿服を用ひ服色を五等よ分ち
 四位はと何色紋河本綿、五位はと何色同布衣
 以上何色同目、^六位はと何色同目、^七位はと何色同
 工高ハ式日の外平日は結と小紋と用ふ^{其法}
 袴ハ目見^{其法}

小合と定め夏

服ハ平日晒

子定の袴ハ目尻ハ何越平目尻以下誦訪平と
あす一箇し

女子ハ襪着の外一切漆模紙縫模紙と禁す
町家の女子ハ袴ハ紋斗ハ一切紋附と禁す頭
上の飾ハ適宜の割合をとり
第二飲食
の割合ハ諸家古風を守り流行ハ深ざる事
肝要あり但し市中飲食の高人を減少する
ハ自然ハ奢後止る
第三都下の人
民を減少する割合ハ一切商人の輩問屋

仲買ハ商人ハ至る事ハ家数を定め
限ハ惣ハ少分なりとも役金を納む
但し
表店ハとも婢僕あり者ハ免
裏店ハとも婢僕
ある者よりハ納む
婢僕あり商人ハ
役金を納めずとも一町ハ表店ハ何人裏店
何人とも数を定む
焼又勝手ハ借地
整店整のめハ旧地の家主ハ借金
借し
屋ハ商人ハボテリ
の焼日ハ
ある
町ハ定数の上ハ借し
可月二年

可なり

町道場といふ者を其れ一切を社地或は郊外
の地、移す處し又は家或は道心者といふ者乞
食を産しし市中に借宅する者あり是も深川
本所千住品川板橋等の郊外、店舎を一切を
又家業あり者よ一切借地店借を其れず
僧尼を始め諸流の道と産とする者及び諸職
人の外とありし處し但し飲食商人の百別
古来の半減す處し是れ飲食の奢侈を
禁んずる處をがわくはれり右の如く一切

商人の百別定むる所の諸式を直にありし武家
の諸式ある處しといはんは官より問屋に命
して諸式の價を定めしめ年の豊凶舟入津の
多寡を以て此より下は官より其を定むる處
又米相場も一畝一石以上の諸式の價計分三
と減ずる處し八斗以下は計分二と増す處
し然る所の諸式の價は官の定あり百別減
少し増すところ奢侈止むるに金銀豊
ある處をあり

諸町人の為なり

減すあり

假令ハ七分金一ヶ年六十両を納むる町内ハ半減
三十両を納め残分三十両を家持たへ順々借し
よハ十ヶ年の百年を刻の利金を納め十ヶ年
目より右領ハ金のらと倍合を以て七分金を全
く半減し免す所ハ然るハ家持商人の輩
役金を納むるを格別の後陪たる所ハ
諸大名のめハ普借ハ借金と半減ハ免す所
一假令ハ千両金十年一両を以て一月両納
む所ハ國ハ半減五千両を以て残分五千
両ハ年々五百両宛永立納め一ハ六年ハ

免す所ハ又國産調進の品と半減代金目録
あり細む所ハ半減ハ献錢商人の数を定め
られおて諸大名より賣買ハ拂は一割の
利を加へて商人より買ひよる所ハ
火災の爲メ河岸地、土居を建て商人借し
た所ハ之法都下の河岸地と十ヶ年の中より取
り掛らばせ明き此の所より次第に建て始
め願人ハ牙借しよる所ハ地面もよ拂ひ返す
よ時宜よ意す所ハ在の送答金八年に借
入名より細むる事書と料花倉所借

与同所より所管を以て借請金と備と
處し手借金并に酒を半減ハ諸大名の解
と救つるに似て國家の益と亦少あらざり大に借
雜費と省きて大坂借財を減し利金と食ら
るることを得らざらん

昔より金銀錢の位下りたるは時勢力ありて已の如きを降
ざる事なれども此幣一朱金を停止し給ふを美事
といふ處しされば一朱銀の新鑄と暫く停め半銖
銀と新鑄し一朱金と引替らるる一三朱の
銀と新鑄し一丁銀の獻賜を廢し一三朱銀と

用と處し又大判金と吹幣、大判を整理を以て小
判と下目の割と以て其母貫を多目と定めたるは
通用すべし但し賣ハ其を買ハ其を賣と大
判金を割と以て二朱金を増錢すべし又鉄錢
と停止し四當錢を増錢せしむるはゆるゆる一朱
金と鉄錢の悪幣と失ふが故に偽造の患を減す
べし鉄錢ハ通寶とすべし故に自らと
くはけり減すれども偽造あるが故に断す文
錢を混して通用すべし鉄ハ金銀銅寶
貨を位すべし者悲す一朱金を其を白を

或は或はくさぐる者ありて自然減少するを偽
造あるもの断を處りたりされば此兩都市と禁す
りて賣代のみするべし

玳瑁ハ昔は海を其もられしに信正都電甲と名を
換て互布と始め終よそ玳瑁なることを知れり
知れりありてはなることありたりたりあり
較ハ武用一切ありといひ制禁の後あけれども電
甲と共に指後を禁しははるめい其物も其
價ハ以前より十倍す處りはれども指後を禁
しはるよ自然と互布より用たる者絶て有り

未りの者ハ王公大家の寶物とありて是より互布は
處りしとて説あれども其禁ゆるはるめい又都電甲の
玳瑁なることを知る處りたりはるめい較の價を定め
大小美悪といはず一本金と互以上の價を禁ずは
長流ある原價五文より貴き者ありとすは調
をこの外ハ品の上下より偏りて商人一本銀五十目
ほどの價より賣り後より處りたりはるめい都電甲と名を
準しは價を定め都下より櫛笄より制衣する者
一本一両以上の者を禁すは下

美良子持系金と處り禁すは下 至目より同姓者

か屬す人あきめハ縁者或ハ他姓よりと求むる
あれハ他姓養子公然なるもあれも且ハ同姓養
子の必ト一ぐいすり譲りせらねたる法も同姓
養子とす屬す人扱あければ已むるを得ず
て他姓の養子と免し置るあり然るに今其ハ家
子庶子とありても猶も金と合算ふが為ハ他姓
養子とあり甚きハ名ハ養子と實ハ名録と
他姓、賣後す扱あるとありされハ同姓血縁
子ありとも猶も金少キ者よりハ養子とせざる風
俗もハ十録の人ハ海をテ大録の家とせハ風

俗移りし言語と絶つるもすべしされハ子多ク
家貧しければ同姓血縁ハ養子一ならずも猶も
金少キ感しハ他姓の十録の家と継ぐも其ハ
あれもあり今よりハ同姓血縁の外
ハ養子と禁す近キ同姓あきめハ原
姓と糾し源氏ハ源氏より継屬し家系と正
可めハ他姓とす屬らるる養子する者ハ知行十石を減す
○諸家急養子家督ハ十分一を減す屬し百石以上ハ
加増ある家扱ハ同姓なる屬し但しお外扱ハ他
姓より養子する者ハ十分一を減す

ハ昔昔の家督ハ十分一と減して毎番ハ二百俵
新番ハ二百五十俵大番ハ二百俵十人ハ五十俵
番外士ハ百俵之限を越す但し二百年以上の者
と旧家より百年以上の者を新家より新
家三代ハ昔昔と異なる者ハ家格一降格下げて
三百俵の身番ハ二百五十俵の新番とあり二百
五十俵の新番ハ二百俵の大番とあり二百俵の
大番ハ百五十俵のハ十人となり五十俵の
ハ十人ハ百俵の番外士とあり五十俵の番
外士ハ七十俵とあり五十以下の番士より下り七

十俵の番士ハ五十俵として抱席の士より下す
抱席の士器量ハ次第次第進め増さるる
以上の役より上り用ひんと以下の身進を因り
す身進ハ以上の役を勤むる者三代と経られ
ハ以下より下り借身之役を勤むる者二代と経
られ抱席より下す身進ハ細のほどに諸士の新旧
と分ち新家の諸士と挙げ用ひるに増減を半減
より増減を認め諸役を任するは人材を鑑
り善法なるなり

諸士の在録ハ王道より邦建此制あれども邦建の

五、及第の制あれば皇朝のときハ邦建郡建
の制をたれ、文、五國の功臣ハ勿論治世及ひて
五^{百年}と経る象ハ功臣ハ齊く立録なる處も
以下ハ僧第北家ハ加ふる處りす

小石川養生所ハ病院に役あれとも具院に
後あり是ハ前よりいづくハ家兼ハ食後
立とぬす輩ハ市中ハ住居を嚴禁し出家ハ
ちり、婦ハ住せしむる、原來旅者向借
屋物と名つけし始むる市中ハ住居あれハ一
日きり都下ハ止宿と禁めしむる、又ハ院

の作しあり私ハ出家の世業をある者ハ還俗せし
むる、但し道心者拾いつる者多くハ具人せし
食後立とありしに至るハ憐むる者あれハ
能く立身整頓し、回向院羅漢堂その他ハ大寺ハ人
を定めの引渡し、徒弟たらし、一人一日米
三合のふと寄附し、養生所ハ一むる、婦
女ハ尼と、引渡し、一日米二合のふと寄附ある
處ハ悪しとあり者ハ法なる處ハ還俗
然と者ハ誘はる處ハ右寄附の石敷是也
年々、秘苑を具人と救ひ給ふ米銭のふと

けり人なるを思ひしを教を定め宗附し後
やゆい都下のを皇人公上と親戴して仁政を何
やゆい病院を皇院共よ備はるを南代の
美るよとゆい

近未無宿乞食の市中徘徊を在りせらるるは
そ其不やるといふ所あれば底は是を制し町家
の者こそ念非人、米銭とあることと葉
すは、是は遠道心者字、施物ゆい
い多か、は限らす道心者救ひ受けし猶
寺、寄附あるは、と命令あるは

お借金の定め近未ハ新法三のといひて古
借の分ハ、**沐利算南** 無利自年譜
徳政の命金あり、大小名の面と公上の徳化
と親戴すは、ぬ五百お對借賦の分ハ
數十年の百新古より徳政あれども近年
のどく、澄文の澄をいひ古借も皆新借に
ぬきあり、これい是を辨別して古借と徳
政とするを澄るは、又金主ハ利のさ下と
も先利、澄金月踊り、月以、物い、をほれ、
利、澄、元金ハ十倍するに至るとも元金といひ

者八年敷を付るに備ふくねらるるともあり

とびりけりされハ新古の差別あり（無利息永年譜）徳政の金

以来ハ借本借方双方を鑿しく新譜又

あり書終る有無利息流金月隔月以て

の清れらるるといふ味ハ元金の上一倍も至る者

ハ徳政たる所ハ右の金も子元はざる者そ

幾きまると裁みす所ハ但し是等の件賦

裁りありて是等の利息金も其れはざる者

~~金マハ皆減すべし~~又以來ハ引先譜又

と仰り日譜月譜年譜等の山朋ハ隆

文の外ハ引宛ありてハ公裁あるべし

らす

医師ハ所を發賜りてを其ト上納借宛と

許し古来より賜りて所を發を秘苑

會所子納めを此子と集めて本科ハ五

指取外科ハ三十頁雜料ハ廿五頁寄合

あり佐十五頁通匠内外ハ十頁宛勤役中

即賜りて但し古来より持来り此町

家と一旦子然もるゆへに俄々難儀なるを
依り地子の金と平均して尚無後たりと
一代の有後同族の金と賜はるるを

~~昔傳の書に云く限りある十介十と減
ずるは身在りしと云ふ事その家世に
十減が^があるは石少くも加増あるは
いふ事なるが~~
借彼おるの定を半減し老若たり
増ふを以て勤行ありしむる借彼
人同役ある者一人一人の録一人の小録

の者と作らば——小録の者ハ器量あると増
ふと因て容易は立身——がた~~た~~る録の者
器量あつても増ふあつてに因て立身——は
まいにいとと得ざる物あればとも増ふよ
論ある器量ある者と尖り用とを
録の者ハ器量なくとも生れあがりる録と
ある人あれば小録の人ハ優るとあり因て
大録ハ録お其は用とを——側倉番
頭五千石ハとりたるハ

参政子任ずる者ハ参政万石以上の家
一萬石増る勤役^中主^格と執政子任ず
る者ハ参政奏者より任ずる者ハ万石以上
執政諸司より任ずる者ハ三万石以上
此ハ参録の人ハ上情を参り小録の人
下情を通下して上下滞る事あるを
是より以下諸役人斯の事とて
参り用ひ後述の如く當代の王下萬古不
易と云ふを参り抑も修身齊家治

國平天下の事ハ先賢忠ことして教示す
る者あれハ小人の儀する事非ず
縦ひ儀するも道德あり人よ於てハ
紙上の徒也無益の儀也
於れども吾人太平の思
後子^参述して参り
守本と仰く身あり
聊々愚衷と述ると
参り

